

## 「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

## ○独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について (昭和52年11月29日公正取引委員会事務局)

改正案	現行								
<p>2 市場構造要件</p> <p>(1) 国内総供給価額要件 (略)</p> <p>(2) 事業分野占拠率要件 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 市場構造要件</p> <p>(1) 国内総供給価額要件 (略)</p> <p>(2) 事業分野占拠率要件 (略)</p> <p>(3) <u>なお、公正取引委員会が行った国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等によれば、最近の一暦年において独占的状態の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。</u></p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1106 1098 1930 1342"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1106 1098 1594 1145">一定の商品</th> <th data-bbox="1594 1098 1800 1145">一定の事業分野</th> <th data-bbox="1800 1098 1930 1145">類似の商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1145 1335 1342">同種の商品</td> <td data-bbox="1335 1145 1594 1342">当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加</td> <td data-bbox="1594 1145 1800 1342"></td> <td data-bbox="1800 1145 1930 1342"></td> </tr> </tbody> </table>	一定の商品		一定の事業分野	類似の商品	同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加		
一定の商品		一定の事業分野	類似の商品						
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加								

		<u>えることなく供給 することができる 商品</u>		
	<u>ビール</u>	<u>発泡酒, ビール風 酒類</u>	<u>ビール類製造 業</u>	
	<u>ウイスキー</u>		<u>ウイスキー製 造業</u>	
	<u>紙巻たばこ</u>	<u>葉巻たばこ, きざ みたばこ, パイプ たばこ</u>	<u>たばこ製造業</u>	
	<u>インクジェット カートリッジ</u>		<u>インクジェッ トカートリッ ジ製造業</u>	
	<u>アスファルト</u>		<u>アスファルト 製造業</u>	
	<u>飲料用プラスチ ックボトル</u>		<u>飲料用プラス チックボトル 製造業</u>	
	<u>石こうボード・ 同製品</u>		<u>石こうボード 製品製造業</u>	
	<u>住宅用アルミニ ウム製サッシ</u>		<u>住宅用アルミ ニウム製サッ シ製造業</u>	

	<u>電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）</u>		<u>電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業</u>	
	<u>自動車用照明器具</u>		<u>自動車用照明器具製造業</u>	
	<u>液晶テレビジョン受信機</u>		<u>液晶テレビジョン受信機製造業</u>	
	<u>中央処理装置</u>		<u>中央処理装置製造業</u>	
	<u>二輪自動車</u>		<u>二輪自動車製造業</u>	
	<u>輸送機械用エアコンディショナ</u>		<u>輸送機械用エアコンディショナ製造業</u>	
	<u>携帯型ゲーム機</u>		<u>携帯型ゲーム機製造業</u>	
	<u>ゲーム用の記録物</u>		<u>ゲーム用の記録物製造業</u>	
(削る)	<u>別表 2</u>			
	<u>同種の役務</u>		<u>一定の事業分野</u>	

	<u>固定電気通信</u>	<u>固定電気通信業</u>
	<u>ブロードバンドサービス</u>	<u>ブロードバンドサービス業</u>
	<u>移動電気通信</u>	<u>移動電気通信業</u>
	<u>パソコン用基本ソフト（OS）</u>	<u>パソコン用基本ソフト（OS）業</u>
	<u>統合オフィスソフト</u>	<u>統合オフィスソフト業</u>
	<u>鉄道貨物運送</u>	<u>鉄道貨物運送業</u>
	<u>国内定期航空旅客運送</u>	<u>国内定期航空旅客運送業</u>
	<u>宅配便運送</u>	<u>宅配便運送業</u>
	<u>郵便（信書便を含む。）</u>	<u>郵便業</u>
	<u>書籍・雑誌取次ぎ</u>	<u>書籍・雑誌取次業</u>
	<u>ダストコントロール</u>	<u>ダストコントロール業</u>
	<u>医療事務代行</u>	<u>医療事務代行業</u>
	<u>音楽著作権管理</u>	<u>音楽著作権管理業</u>
	<p>（注） 1 本表は、公正取引委員会が行った平成24年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等により、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成24年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると</p>	

認められるもの)を掲げたものである。

2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。